

## 上小圏域の施設設置者・職員の皆様へのお願い

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の再徹底について

令和3年2月

上田保健福祉事務所

上小圏域では1月以降、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況が続きました。重症化リスクの高い、福祉施設やサービス事業所を利用される方に感染が拡大しないために、防止策の一層の徹底をお願いします。

#### 職員の感染予防の徹底

- 発熱、咳、倦怠感等の症状が出た職員は、出勤しないことを徹底してください。
- 症状が出たら、いったん回復しても安心せず、かかりつけ医等に電話で相談の上、受診してください。
- 職場内では、食事休憩や更衣室等での接触が原因と疑われる感染事例が多く報告されていますので、特に注意してください。
- 事務、調理、送迎等の職員、委託先スタッフも含め、全員が基本的な感染防止策を確実に行ってください。
- 設置者は、職員が安心して休暇を取得できる体制の整備に努めてください。
- 家庭内感染も増えています。家庭内であっても、基本的な感染防止策に努めてください。

#### サービス提供における留意事項

- 介助の際は、1ケア1手洗い（1消毒）を基本とし、手袋、エプロン等を着用時は交換して、そのまま次の方のケアに移らないようにしてください。
- 汚染されたマスク、手袋、ガウン等を外したら放置せず、ゴミ袋に入れて密閉してください。外す際は汚染面に触れないよう注意し、前後に手指消毒をしてください。
- マスクの着用を徹底し、適切な距離を取るようにしてください。送迎車内でも会話、換気等に注意してください。
- レクリエーションは、飛沫を伴うカラオケは中止を検討してください。
- 次亜塩素酸水は、ウイルス除去効果が不確実であるため、推奨していません。アルコール消毒、次亜塩素酸ナトリウム溶液によるふき取りをしてください。また、空間への噴霧は、吸い込む危険があるため、やめてください。
- 通所・訪問系サービスでは、利用者家族に対しても、域内の感染レベルに応じた行動自粛の依頼や、家庭内感染防止の呼びかけを行ってください。
- 職員、利用者に感染の疑いが発生した時の初動対応や、入所施設・居住系サービスにおけるゾーニングについて、あらかじめ検討し共有を図ってください。

◇長野県看護協会では、施設を訪問し相談・職員研修を行っています。

申し込み・問い合わせ TEL0263-35-0421 公益社団法人長野県看護協会

◇上田保健福祉事務所ホームページに厚生労働省通知リンク等の情報を掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/fukushi/index.html>